

## 令和5年度第11回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年2月15日(木)午後3時19分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第11回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 11名  
1番 増子 弘子      2番 山口 陽一      3番 渡邊 重吉  
4番 大内 将      7番 内藤 保次      8番 門馬 稔治  
9番 小林 孝      10番 新田 俊男      11番 大津 早苗  
12番 本田 儀勇      13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 2名  
5番 加藤 不二夫      6番 影山 忠夫
- 5 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件  
議案第33号 現況確認証明申請について  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第36号 令和6年度 三春町農作業労働賃金標準額の設定について  
議案第37号 令和6年度 三春町における農地賃借料情報の提供について  
議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。  
11番 大津 早苗 委員      12番 本田 儀勇 委員

## 9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしくお願いいたします。

### 議案第33号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第33号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、柴原地内日枝神社から北東へ200mのところと南東へ100mのところとです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

委員： 2月1日午前10時から、事務局、山口委員、渡邊委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、2m程度の雑草が一面に茂っており、ところどころに木も生えている状態でした。荒廃の状況から、また、申請地は土手でもあることから、今後耕作を再開することは不可能な状態と見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No2とNo3については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、中妻地区公民館から北西へ200mのところとです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告
- 委員： 1月30日午後3時30分から、事務局、新田委員、遠藤推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、約1.5m～2m程度の雑草が一面に茂っており、原野化している状況でした。また周囲は竹林及び雑木林に囲まれ、日照の確保もできず、今後継続して耕作することは不可能であると見受けられますので、非農地証明の対象と判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。
- 議長： 続いて、No4について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。  
場所は、一本松集会所から東へ200mのところ です。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 12番 本田 儀 勇 委員、現地調査報告
- 委員： 1月31日午前10時から、事務局、大津委員、相川推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、急な傾斜地であり、また北側山林の影地になっていることから日照の確保も難しく、今後継続して耕作することは不可能であると判断されますので、非農地証明の対象と判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No 5 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。  
場所は、旧要田中学校から北へ300mのところ  
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告
- 委 員： 1月30日午前10時から、事務局、佐藤推進委員、橋本推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は法面地であり、機械等の使用も出来ず、今後継続して耕作することは不可能であると判断されますので、非農地証明の対象と判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

### **議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について**

- 議 長： 「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
はじめにNo. 1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、柴原地内日枝神社から西へ300mのところ  
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員： 2月1日午前10時45分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付されている様子であり、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、中郷小学校から西へ50mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員： 2月1日午前10時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、西方地内西方橋から南東へ 1 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 0 番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 0 番 新 田 俊 男 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 3 0 日午後 3 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付されている様子もあり、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

全 員： 異議なし。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、斎藤地内位置図提示箇所 1 2 筆です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 0 番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委員： 2月9日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、一部山林化している状況のところもありましたが、草刈り等が行われ、作付されている様子もあり、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議長： ほかに質問・意見はございませんか。

全員： 異議なし。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

### **議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議長： 「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
  
はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所は、鷹巣地内田村やから北東へ200mのところ です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 1月30日午後4時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を宅地に、東側と西側を農地に、南側を公衆用道路に囲まれています。しかし、東側の農地は被設定人の農業用倉庫となっており、西側の農地は農業用パイプハウスがありますが現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。  
場所は、貝山地内お食事処やまきの北側です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした4番 大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

委員： 2月1日午前11時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を農地に、東側と道路に、西側を雑種地に、南側を店舗に囲まれています。しかし、北側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可  
することに決定いたします。

### **議案第36号 令和6年度 三春町農作業労働賃金標準額の設定について**

議 長： 「議案第36号 令和6年度 三春町農作業労働賃金標準額  
の設定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： この内容は、先月、「その他」で協議していただきました。  
もしこのままご意見等ありませんでしたらこの金額として  
設定することといたします。  
なお、この内容は、「農業委員会だより」に掲載して、3  
月1日付けで、町内全世帯に配布します。

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はござ  
いせんか。

10番委員： 昨今の物価高騰を鑑みると、昨年度よりも上げた方がいい  
のではないかと考えます。

2番委員： 注意に特に勘案する必要がある場合は、当事者間で調整し  
てください。となっていることから、据え置きでよろしいの  
ではないかと思いますがいかがでしょうか。

議 長： では、請負作業費については据え置きとして、別紙のとおり  
としてよろしいですか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとするこ  
とに決定いたします。

### **議案第37号 令和6年度 三春町における農地賃借料情報の提供について**

議 長： 「議案第37号 令和6年度 三春町における農地賃借料情  
報の提供について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： こちらの内容についても、先月、「その他」で協議させて  
いただきました。もしこのままご意見等ありませんでしたらこ  
の金額として設定することといたします。  
また、この内容も、「農業委員会だより」に掲載します。

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はござ  
いせんか。

- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、原案のとおり提供することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、原案のとおり提供することにいたします。

**議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて**

- 議 長： 「議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 この案件は、農地法第2条第1項の規定に該当するか否かを審議・判断するものであります。  
こちらの内容についても、先月、「その他」で協議させていただきました。もしこのままご意見等ありませんでしたら非農地として認定することといたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし。
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、原案のとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。
- 議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第11回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和5年度第11回三春町農業委員会を午後4時35分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

---

11番委員 大津 早苗

---

12番委員 本田 儀勇

---